

五所川原圏域定住自立圏形成協定を締結しました



締結式で握手を交わす2市4町

昨年8月に定住自立圏形成に向けた協議をスタートさせ、12月には本市議会で中心市宣言を行い、各市町議会における協定書の議決を経て、本年3月30日にホテルサンルート五所川原にて締結式を開催しました。

急速な人口減少、少子高齢化によって社会経済構造が大きな転換期を迎える中、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町の2市4町において定住自立圏形成協定を締結しました。

地方創生・人口減少克服に向けて、中心市、連携市町がそれぞれの強みを生かし、総力を挙げて取り組むための新たなスタートとなります。

今年度、本圏域では、圏域の将来像と具体的な連携する取組を示す共生ビジョンを策定し、これまでも増して連携と協力を深め、本構想の実現に向け取り組んでいきます。

問 企画課 内線 2152

五所川原市は子育て世帯・若年夫婦世帯の移住を応援します ～「ごしょぐらし」を始めよう～

市外在住の子育て世帯・若年夫婦世帯で一定の要件を満たし、五所川原市に移住された場合は、家賃や住宅取得に対する支援が受けられます。

子育て世帯移住促進事業 ～移住してアパートや貸家を借りる際の支援～

対象となる方の要件

- ▷中学生以下の子どもを扶養している世帯
- ▷平成27年3月1日以降に五所川原市に定住することを目的に転入し、自己の居住のために民間賃貸住宅に入居した方
- *五所川原市から転出後3年以内に再度転入した方を除く。
- ▷交付申請日において五所川原市に転入した日から1年以内であること など

補助金の月額および交付対象期間

実質家賃負担額（家賃－住宅手当等）の2分の1の額（上限2万円）で最大24カ月間交付します。

申請受付期間

- ▷前期募集 平成28年9月30日まで
- ▷後期募集 平成28年10月1日～平成29年3月31日
- *後期募集は、平成29年度予算成立が前提となります。

移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業 ～移住して新築住宅を取得する際の支援～

対象となる方の要件

- ▷中学生以下の子どもを扶養している世帯または夫婦いずれもが40歳以下の世帯
- ▷平成28年4月1日以降に五所川原市に定住することを目的に転入し、平成29年3月15日までに新たに新築住宅（居住用部分が70㎡以上）を取得し、その所在地に住所を定めた方 など
- *五所川原市から転出後1年以内に再度転入した方を除く。

補助金の額

新築住宅の取得に要する経費の100分の5に相当する額（上限100万円）

- *土地購入、外構工事、仮住居等の使用、家具・電化製品等の購入等にかかる経費を除く。

申請受付期間 平成29年3月15日まで

市内金融機関も本制度対象者に対して住宅ローンの金利引き下げ等で移住を応援しています。詳しい内容は各金融機関の市内支店にお問い合わせください。

補助金の申請は、交付申請書など必要書類を企画課までお持ちください。申請書様式等は、企画課または市ホームページから入手できます。

企画課 内線 2153